



集 募
ふれあいコミュニティ補助事業を募集
 伊奈庁舎地域推進課 ☎58・2111 (内線1301)

市民主体の地域づくりを推進するため、市民が自主的に取り組む活動を支援する「つくばみらい市ふれあいコミュニティ補助事業」を募集します。

■制度概要

市内において、自主的に地域の絆を深めようとする活動や市民同士の助け合いが増進する活動などの事業を行おうとする「団体（コミュニティ）」に対して、市がその事業費の一部を助成するものです。

■補助対象事業

市民主体の地域づくりやコミュニティづくりを推進するため、市内で行われるもので、令和3年3月31日(水)までに完了する事業
 例…福祉活動、環境美化活動、防災・防犯活動、文化活動など

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業活動を実施する際は3密を避けるようご配慮ください。

※市やほかの団体などから補助を受けている事業、すでに恒例として行われているお祭りなどは除きます。

■補助対象団体

- 市内に在住、在勤または在学する方で構成される団体
- 市内に活動拠点がある団体
- 規約などがあり、適切な会計事務が行える団体
- 政治、宗教、営利活動を目的としない団体

■補助額

補助対象経費の2分の1以内の額で、10万円を限度とし、1事業につき継続して3回まで（継続希望の場合は、次年度以降も申請手続きが必要です）
 ※1団体、1事業のみ

■手続き

申請書類（申請書、事業計画書、収支予算書、団体の規約、会員名簿など）を直接、地域推進課（伊奈庁舎3階）へ提出。
 ※募集要領および申請書類などは、地域推進課で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

■募集期間

随時募集受け付けをしています。また、予算の範囲内での補助金の交付となりますので、予算がなくなり次第、募集の受け付けは終了します。
 ※申請があった際は、その内容を審査の上、補助金交付の可否および補助金の額を決定します。



お知らせ
令和2年国勢調査のお知らせ
 伊奈庁舎企画政策課 ☎58・2111 (内線1204・1207)

10月1日を基準日として、国内に住んでいる方（外国人を含む）および世帯を対象とする国勢調査が実施されます。国内の人口や世帯の実態を明らかにし、各種行政施策そのほかの基礎資料を得ることを目的として、5年に1度実施されます。

9月中旬から国勢調査員が世帯を訪問していますので、皆さまのご協力をよろしく願います。
 なお、回答方法につきまして は、24時間パソコン・スマートフォンから簡単にできるインターネット回答がおすすめです。ぜひ、ご利用ください。



農 業
農地の拡大などを希望する方へ
 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111 (内線3105)

農地の区画拡大などを考えている方はご相談を

国では、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を推進するため、農業経営規模の拡大を目指す農業者に対して、畦畔除去や暗渠排水設置などを行う場合、その規模に応じた補助額により補助金を交付する農地耕作条件改善事業を実施しています。

こと。
 ○事業実施後8年間は転用しないことを確定できる農地であること。（8年以内に転用した場合には、転用した面積分の補助金を返還していただきます）
 ○要望する方が現在耕作しているまたは耕作予定の農地であること。
 ※交付申請時までに耕作権を有する必要があります。
 ▼申込期間 10月1日(木)～30日(金) 午前9時～午後5時
 ※土日日は除きます。
 ▼申し込み・お問い合わせ先 谷和原庁舎 産業経済課

このたび、令和3年度の補助事業要望量を把握するため要望量調査を実施します。次の事業を実施する予定の方はお問い合わせください。

- ▼対象事業Ⅱ田（畑）の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫
- ▼対象者Ⅱ市内の農業経営者
- ▼対象要件
- 対象事業を自力で施工すること（委託は不可）。

○現況地目が「田」または「畑」であり、かつ市内農業振興地域農用地区域内の農地である

谷和原庁舎 産業経済課
 ※申し込みの際は、調査書作成のため聞き取りを行いますので産業経済課窓口までご来庁ください。今回の調査は事業要望量を把握し国へ補助金の予算を要求することを目的としています。そのため国の予算などの事情により要望に答えられない場合がありますのであらかじめご了承ください。